

児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者 の 実 務 要 件

実務経験者

- ①イ及びロの期間を通算した期間が五年以上かつ当該期間からハの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ②ニの期間を通算した期間が八年以上かつ当該期間からホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上である者
- ③イ、ロ及びニの期間を通算した期間からハ及びホの期間を通算した期間を除いた期間が三年以上かつへの期間が通算して五年以上である者

	期 間
イ	次に掲げる者が相談支援業務（※日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言・指導その他の支援を行う業務）に従事した期間 (1)地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 (2)児童相談所、児童家庭支援センター、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、保健所、市町村役場、発達障害者支援センターの従業者 (3)障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者 (4)障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者 (5)学校（大学を除く。以下同じ。）の従業者 (6)保険医療機関の従業者であって、次のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事任用資格者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得した者と認められるもの ③国家資格等（※１）を有している者 ④上記(1)から(5)に掲げる従業者及び従事者の期間が１年以上（※２）である者
ロ	①から④に掲げる資格を有するものであって、(1)から(5)に掲げる者が直接支援業務（※日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護、介護者への介護の指導、動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練、その他の支援（以下「訓練等」という。）、その訓練等を行う者に対する指導その他職業訓練、職業教育に係る業務）に従事した期間 ①社会福祉主事任用資格者 ②相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したと認められるもの ③保育士、児童指導員任用資格者 ④精神障害者社会復帰指導員任用資格者 (1)障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室の従業者 (2)障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業の従事者 (3)保険医療機関又は保険薬局、訪問看護事業所の従業者 (4)特例子会社、助成金受給事業所の従業者 (5)学校の従業者
ハ	次に掲げる期間を合算した期間 ①老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者が相談支援業務に従事した期間 ②老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等である者が、直接支援の業務に従事した期間
ニ	ロの(1)から(5)までに掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
ホ	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室の従業者、老人居宅介護等事業の従事者又は特例子会社、助成金受給事業所の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間
へ	国家資格有資格者（※１）を有している者がその資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

- (※１) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士含む）、精神保健福祉士
- (※２) 「１年以上」：業務に従事した期間が１年以上かつ実際に従事した日数が１年当たり 180 日以上

◎本資料は、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 230 号）」における実務経験を概略化し、見やすくした参考資料です。事業所指定に係る実務経験等の詳細については、事業所所在地の府保健所福祉課又は京都市子ども家庭支援課あてお問い合わせ下さい。